

会議名 令和7年度第1回施設使用料適正化プロジェクトチーム会議・手数料適正化検討委員会

◇詳細－政策経営部財政課 電話03-4566-2521

(令和7年度については、両会議体に跨る案件がある場合は同時開催とする。)

附属機関又は 会議体の名称		施設使用料適正化プロジェクトチーム会議・手数料適正化検討委員会
事務局（担当課）		政策経営部財政課
開催日時		令和7年7月28日
開催場所		本庁舎5階政策経営部会議室1
議 題		1. 令和7年度施設使用料適正化PT及び手数料適正化検討委員会の委員構成について 2. 南池袋公園カフェの使用料の改定について 3. 使用料・手数料適正化に向けた実態調査（全庁調査）の実施について
公開の 可否	会 議	非公開 非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため非公開とする。
	会議録	一部非公開 非公開・一部公開の場合は、その理由 会議録を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため一部非公開とする。
出席者	委 員	政策経営部長（リーダー）、財政課長（サブリーダー）、企画課長、財政改革担当課長、行政経営課長、情報政策課長、総務課長、区民活動推進課長、総合窓口課長、文化企画課長、放課後対策課長、公園緑地課長（欠席：産業振興課長、土木管理課長）
	事務局	財政課財政担当係長2名、財政課主任2名
会議次第		(1) 議題の案件、報告について説明 (2) 質疑応答

1. 令和7年度施設使用料適正化PT及び手数料適正化検討委員会の委員構成について【事務局から】

【要旨】

資料1により、本プロジェクトチームの委員構成及び委員の異動について確認。

2. 南池袋公園カフェの使用料の改定について【公園緑地課】

【要旨】

- ・公園緑地課長より、資料2に基づき南池袋公園カフェ使用料改定について説明
- ・南池袋公園に併設するカフェは、令和7年度に設置管理許可期間10年目となる。
- ・令和8年度からの事業者を決定するにあたり、周辺施設の相場等を勘案し、使用料を改定する。
- ・使用料の改定根拠として、不動産鑑定評価及び近隣施設の金額より算出した。
- ・現在の契約は固定分と歩合分で分けて請求しているが、8年度からは固定分のみに変更する方向で検討している。
- ・今年度プロポーザルを実施し、業者を選定していく。

【委員からの主な意見】

- ・プロポーザルの予定は。
⇒9月上旬に公表し、12月中旬頃には業者を決定する予定。
- ・歩合制をやめ、賃料を値上げするが、大きな企業しか手上げ出来ないということにはならないか。
⇒6年度の売上が2億8千万程であったため、許容できる範囲と考えている。地域貢献を担っていただける事業者を選定したいと考えている。
- ・指定管理で行うことは検討していないのか。
⇒検討は行っているが、自主事業としての取り扱いや、公園の維持管理等の課題もあり、現時点での指定管理への移行は考えていない。
- ・現在の業者から変更となる場合、かなり雰囲気も変わることになるか。
⇒原則スケルトン状態へ戻して引き渡すことになる。居抜きの希望があれば、個別に調整する。より地域に貢献していくという業者を選定していきたい。
- ・賃料は5年間据え置きか。
⇒使用料の3年に一度の見直しのタイミングで値上げするということもあり得る。

【結論】

使用料の改定については了承する。

選定事業者による、地域への貢献のあり方については、引き続き検討を続ける。

3. 使用料・手数料適正化に向けた実態調査（全庁調査）の実施について

【要旨】

- ・事務局より、資料3に基づき全庁調査の実施について説明。
- ・使用料及び手数料のいずれについても全庁的な調査を実施する。
- ・現在の使用料や手数料額とコストとの乖離率を調査することが目的となる。
- ・8月頃に各所管課へ調査を依頼する予定。

【委員からの主な意見】

- ・他区においても調査は実施したものの、改定を見送った区がある様だが、その理由は。
⇒理由までは確認していないが、物価高騰により区民生活が圧迫されている、等の理由ではないかと推測している。対象の区には個別に聞き取りを行うことも考えている。
- ・現在減免適用を行っている施設については、減免後の金額で算定されているのか、他の利用者が減免分も負担しているということはないか。
⇒減免の適用分については考慮に入れている。減免対象外の方が減収分も負担していることにはなっていない。また、減免対象者や対象施設については、政策的な判断も含めて、改めて見直したいと考えている。
- ・住民票のコンビニ交付手数料を窓口より下げるような施策を行っている区もある。
⇒他区では様々な設定の方法があることは承知している。そうした事例も研究しながら検討していきたい。
- ・オンライン申請と窓口申請とで手数料を分けるということはあるのか。
⇒オンライン申請であっても、発行して郵送する手間を考えると、手間が減っているということではない。現状の豊島区の手数料が適正かどうかも含めて検討は必要と考えている。

【結論】

今年度の実態調査（全庁調査）の実施について、提案の内容にて了承する。

会議の結果	提案のとおり了承する。
提出された資料等	資料1：令和7年度施設使用料適正化プロジェクトチーム会議メンバー及び手数料適正化検討会議メンバー 資料2：概要説明書等（南池袋公園カフェの使用料の改定について） 資料3：使用料・手数料適正化に向けた実態調査（全庁調査）の実施について